

事業評価監視委員会(平成22年度第6回) 審議案件

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	特に重点的な審議を要する案件(案)							事業採択 年度	前回評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記a)~e)の項目の 内容	備考
			監視委員会 における 決定	事務局(案)	a)B/Cが1. Oを下回る 可能性のある 事業	b)事業計画 等の変更	c)特に事業 規模が 大きい	d)社会の 関心	e)その他の 要因					
河川	1 中川・綾瀬川直轄河川改修事業	④							S55	H19	15.0			
	2 鶴見川直轄河川改修事業	④							H19	H20	6.8			
	3 富士川直轄河川改修事業	④							H17	H20	4.3			
	4 利根川上流特定構造物改築事業(谷田川第一排水機場)	②							H17	H16	1.6			
道路	5 一般国道15号 蒲田駅周辺整備	②		○	○				H13	H12	1.1	a)費用対効果が得られない可能性		
	6 一般国道20号 大月バイパス	④							S48	H19	1.2			
	7 一般国道52号 上石田改良	④							H8	H17	1.4			
	8 一般国道246号 山北バイパス	⑤		○	○				S54	H20	1.0	a)費用対効果が得られない可能性	投資額が当初事業費を超過	
	9 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(横浜湘南道路)	②		○			○	○	H13	H12	1.7	c)特に事業規模が大きい(高規格道路)		
	10 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎～海老名)	⑤		○			○		S63	H20	1.1	c)特に事業規模が大きい(高規格道路)	投資額が当初事業費を超過	
審議件数(再評価:10件)														

- 再評価理由 ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ※その他の例
 ・評価単位、評価手法見直された事業
 ・その他、特筆すべき事項がある事業

本資料は委員会配付資料に一部誤りがありましたので修正させて頂いております。